

番号	1
項目	学校事務職員の病気休職者、早期退職者等が増加している。当該職員に対する支援体制を確立させるとともに、学校現場の現状把握に努め、業務負担増加に伴う具体的方策を講じること。
(回答) 病気休職者、早期退職者等の増加に伴い、代替職員の配置も増加しており、学校事務未経験者や事務経験の浅い代替職員に対しましては、学校間連携において、事務主幹をはじめ事務主任による支援を行っております。 課長代理級である事務主幹が、担当ブロック内の学校現場の現状把握に努め、状況に応じた業務の指示や改善、人事考課・目標管理の一次評価等を行い、係長級である事務主任が、担当グループ内の現状把握に努め、状況に応じた業務の指示や改善、人事考課制度における観察業務など行うなど、職責に応じた役割による支援を行っております。 引き続き自律的で安定した学校事務の運営を図ってまいりますとともに、今後とも、学校教育の実態や学校間連携などを踏まえ、事務主幹と連携を行い、鋭意研究してまいります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	2
項目	小・中学校及び高等学校に勤務する学校事務職員ならびに<u>学校運営支援センターに勤務する組合員の時間外勤務の状況を示すとともに、労働安全衛生法に基づいた必要な措置を講じること。</u>
(回答) (事務管理担当) 学校運営支援センターに勤務する学校事務職員の時間外勤務の状況につきましては、今年度4月から9月までの時間外勤務時間数は、合計1,531時間（対象者21名、月平均12.1時間／人）となっており、令和元年度の同期間では合計1,318時間（対象者21名、月平均10.5時間／人）となっております。 また、学校運営支援センターでは、労働安全衛生法及び事務所衛生基準規則等の関係法令に基づいて衛生委員会を設置しており、定期的な職場巡視や執務室の環境測定を始め、職場衛生にかかわる事項を調査し、職場環境の改善について審議しております。 時間外勤務の状況につきましても、毎月の状況を衛生委員会に報告するとともに、長時間勤務職員に対しましては、健康障害防止対策として職場産業医による面談を実施しております。 今後も引き続き、時間外労働の縮減、職員の健康保持に一層努力してまいります。 (教職員給与・厚生担当) 小、中学校及び高等学校に勤務する学校事務職員の時間外勤務時間につきましては、1人あたり年平均で約46時間となっております。校種ごとの一人あたりの年平均は、小学校が約37時間、中学校が約58時間、高等学校が約59時間となっております。 学校事務職員の時間外勤務時間等につきましては、教職員勤務情報システムのデータを活用して把握に努め、引き続きその縮減に努めてまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当 教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	3
項目	単数配置校や若年層の増加が懸念されること、業務の多くが端末を用いての処理業務となっていることなど、学校事務固有の課題が生じている状況を鑑み、学校事務職員のワーク・ライフ・バランス（働き方改革）の観点から時代に即した執務環境の整備及び勤務労働条件の改善を図ること。（新規項目）
（回答） 勤務条件制度の改善につきましては、臨時的任用職員の制度を、令和２年４月１日より、市全体で日額が廃止となり月額となることに伴い、いわゆる日額臨任につきましては月額化するとともに、常勤職員との均衡を考慮し、基本的に常勤職員と同様の勤務条件制度とさせていただいたところです。 今後も引き続き、学校事務職員の時間外勤務時間を引き続き縮減するよう努めるとともに、勤務労働条件にかかわる事項については、交渉事項であり、誠意をもって十分協議を行ってまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	4
項目	学校事務職員の再任用制度について、雇用と年金の確実な接続を図るとともに、希望する勤務形態を尊重すること。また職責に応じた制度となるよう必要な措置を講じること。
(回答) 定年を迎え、再任用を希望する職員につきましては、知識の継承を果たし、職能形成・資質向上をはかる観点からも、教育委員会が雇用者の義務として、主体的に行うべき事項であると考えております。 再任用につきましては、年金受給年齢に達するまではフルタイムでの任用を基本としますが、職員の個別事情に応じて短時間勤務の設定を行います。 また、対象の職員につきましては、制度周知を丁寧に行ったうえで、事前に希望を聴取してまいります。 勤務労働条件にかかわる事項については、交渉事項であり、誠意をもって十分協議を行ってまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	6
項目	<u>学校事務職員の任用制度等について、学校事務職員の職能形成・資質向上に繋がるよう改善すること。</u>とりわけ、学校間連携実施要綱に定められた「事務主幹の総括役割の職」設置に基づき、これまでの学校間連携の実態を踏まえ、必要な措置を講ずること。
(回答) (下線部のみ回答) 学校事務職員は、学校経営に関する専門性を有している、唯一の行政職員であると認識しております。 今後も、専門性を持った学校事務職員が、学校経営に積極的に参画を果たし、大きな力を発揮することが期待されているところであり、チーム学校の一員として管理職をはじめ教職員の負担軽減を図るなど、より一層、職責の伴った職として担っていただくことが必要不可欠であると考えております。 また、中堅層である行政職 3 級主務が学校経営へ積極的に参画することが重要であると考えております。小中学校の学校事務職員の年齢構成については、約 3 割が 20 歳代となっており、中堅層である 3 級主務が若手職員の鏡となり学校経営に積極的に参画していくことが、今後の学校事務職員の職について、より効果的な職務の遂行に繋がっていくと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当